### 令和7年(2025年)第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月27日(木)午後 1 時47分から午後 2 時28分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール
- 3 出席委員(12人)

会長 12番 荒木 隆志 会長職務代理者 8番 大野 智美 委員 2番 佐々木 淳 3番 髙橋 洋 4番 大橋 敏範 5番 倉下 きよみ 6番 久保 正人 7番 笹塚 成之 9番 長井 修 10番 佐藤 寛樹

11番 山﨑 常雄

- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
  - 第 5 報告第2号 農地所有的各法人の要件確認について
  - 第 6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
  - 第 7 報告第4号 農業経営改善計画の策定について
  - 第 8 報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
  - 第 9 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について
  - 第10 議案第2号 農用地利用関係調整委員の指名について
  - 第11 追加議案第1号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請につい て
  - 第12 追加議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について
- 6 傍聴人 なし
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

### 議長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年、第2回ニセコ町農業委員 会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

1番 大田 和広 君、 3番 髙橋 洋 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和7年、第1回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。 その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件

日程第5、報告第2号「農地所有的各法人の要件確認について」の件

日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約) について」の件

日程第7、報告第4号「農業経営改善計画の策定について」の件

日程第8、報告第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了 について」の件

を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

### 【事務局 報告第1号の朗読と説明】

#### 事務局

1件の報告がありました。

令和5年8月に農家住宅の建設のため転用許可となった事案で、転用面積は 1,024㎡でした。昨年9月に建築工事は完了し進捗率100%となっていましたが、報告が本年1月となった事案でした。

位置図を5ページに、現場写真を6ページから7ページに添付ております。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

#### 【事務局 報告第2号の朗読と説明】

1件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たして おります。

要件確認書は、9ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

### 【事務局 報告第3号の朗読と説明】

1件の報告がありました。

通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

貸手、借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事 案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要ありません。

対象地の図面は11ページに添付しております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

### 【事務局 報告第4号の朗読と説明】

農業経営改善計画に3件の協議があり、総会にかける時間の余裕がなかった ことから、会長専決処分といたしました。

- 1番は継続される申請です。
- 2番は新規に認定を申請するものです。
- 3番は一度申請が適当と認めました内容を変更し再び協議を求められたものです。

内容については適正であると認められるものでした。

- 3番についてもう少し説明します。
- 1月の総会に新規・単独で認定申請が行われ、適当である旨の会長専決処分

の報告を了承いただいた件でしたが、総会後に共同での申請に変更する旨の連絡があり、この度共同での申請が行われた件です。

申請内容が農業経営改善計画認定に適当であるかの判断をすることが本来の 責務と判断し、1月総会に報告した計画内容同様、今回の変更申請内容につい ても適当であると判断したことを報告いたします。

詳細な計画内容について、計画書を13ページから24ページに番号順に添付しております。

以上で、報告第4号の朗読と説明を終わります。

### 【事務局 報告第5号の朗読と説明】

今年1月に利用調整委員会を開催し調整した案件で所有権移転の嘱託登記が 完了したので報告いたします。

対象地の図面は26ページに添付しております。

以上で、報告第5号の朗読と説明を終わります。

## 議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

## 【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

### 【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

### 【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

#### 【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

### 【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第5号を報告済とします。

次の議案第1号については、私の親族に関する案件が含まれていますので、 議事には参加せず議長を大野代理と代わります。

# 議 長 (大野)

日程第9、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

### 【事務局 議案第1号の朗読と説明】

#### 事務局

権利の設定が20件で、656, 398㎡です。

うち、利用権の面積、期間、1反当り単価、年額賃料が従前の権利設定同様として継続する案件が番号1、3、7、8、11、12、15、16、17の9件です。

期間のみを変更し権利設定を継続する案件は番号2、19の2件で、2番は10年間の期間を5年間に、19番は5年間の期間を1年に変更し継続することとなっております。

利用権設定面積を変更し継続する案件は番号4、5、6、9、10、13、20の7件で、番号9、10は、水田の水張面積の変更によるもののためため、利用権設定の土地の面積には変更はありません。単価も同じですがこの水張面積によって年額賃料を算定することから年額賃料に変更が生じています。

新規に利用権を設定したものは番号14、18の2件となっております。2件とも権利設定期間は5年間ですが、1反当りの単価は14番が7,000円で、18番が5,000円となっております。

調査書を番号順に33ページから52ページに、図面を同じく番号順に53ページから72ページに添付しています。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

# 議 長 (大野)

これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

## 【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

### 【全員举手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号の議事が終了しましたので議長を荒木会長と交代します。

議長 日程第10、議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を 議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

### 【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

2件について主任委員と委員を指名いたします。

番号1番は令和7年1月28日に提出されたあっせん申し出に対する指名です。

図面は74ページに添付しました。

番号2番は令和7年2月13日に提出されたあっせん申し出に対する指名です。

図面は75ページに添付しました。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質 疑に入ります。

質疑はありませんか。

# 【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

### 【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

追加議案第1号については、大橋委員に関する案件が含まれていますので、 追加議案第1号審議中、大橋委員は議事に参加しないでください。

日程第11、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変 更承認申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

### 【事務局 追加議案第1号の朗読と説明】

### 事務局

本案については、3件の変更承認申請ですが、一時転用許可案件で、同一の 転用計画者に許可当時は4名の土地所有者となっておりましたが、1名の方が ご逝去されており、ご逝去された方の相続人が残りの3名の方の内の一人だっ たため変更に際しまして、当初の許可を引き継いだ上で、土地所有者が3名と なっております。

当初一時許可期間は許可日から令和7年3月5日として許可しておりましたが、変更の理由について「新幹線トンネル工事において、大きな岩塊の出現等で掘進作業が予定通りに進捗できなかったため」とし1年間、一時転用の期間を延長する変更の申請が提出されました。

許可日は令和元年7月24日で、一時転用の期間は通算約5年8か月間から 約6年7か月間となります。

一時転用の取扱について、北海道農業会議から7年を超える一時転用は、永 久転用の取扱が適当である旨の指示が昨年春の会議の中で示されています。

今回の変更以後に事業計画者から期間の延長に関する申出については永久転 用として変更し取り扱うこととなります。

農地法第5条事業計画変更承認調査書を番号順に4ページに、位置図を5ページに添付しました。

以上で、追加議案第1号の朗読と説明を終わります。

### 議長

これより、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更 承認申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

### 【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更 承認申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第12、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

# 【事務局 追加議案第2号の朗読と説明】

#### 事務局

権利の設定が3件で、40,737㎡です。

3件全て利用権の面積、期間、1反当り単価、年額賃料が従前の権利設定同様として継続する案件となっています。

調査書を番号順に8ページから10ページに、図面を同じく番号順に11ページから13ページに添付しています。

以上で、追加議案第2号の朗読と説明を終わります。

### 議長

これより、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

# 〇 番

発言を求めます。

### 議長

発言してください。

○ 番 追加議案中、追加議案第2号の7ページ別紙№1、番号3番に関係する13ページの図面について、グーグル提供の上空からの画像と比較すると利用権を設定する箇所が相違していませんか?

△ 番 地区を担当する私が説明してよろしいですか。

△ 番 説明します。3番の集積計画では、3筆について利用権設定を設定する内容となっており、うち1筆は内地番としてその一部を設定することとしております。同地について設定されていない部分については、農地所有者の関係者がアスパラの圃場として利用していることから、グーグル提供の上空からの画像で権利設定のある部分と同様に権利設定されていない部分についても耕作されているかのように映っているものです。

また、貸手及び借手についてはその状況について十分に理解した上での賃貸借となっております。

議長│○番よろしいですか。

【「質疑なし」の声あり】

議長質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

### 【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年2月27日、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 2 月27日

議 長 荒木 隆志

署名委員 議席 1 番 大田 和広

署名委員 議席 3 番 髙橋 洋